

平成 29 年度 産業廃棄物処理業経営改善支援モデル事業

【募集要項】

平成 29 年 4 月

【受付期間】

前期：平成 29 年 4 月 17 日（月）から平成 29 年 7 月 31 日（月）まで
後期：平成 29 年 9 月 1 日（金）から平成 29 年 12 月 21 日（木）まで

* 郵送（当日の消印有効）または持参

* FAX・メールでの提出は受け付けておりませんので、ご注意ください。

【申請書類提出先及び問い合わせ】

公益財団法人東京都環境公社

環境事業部 環境事業課

〒130-0022 東京都墨田区江東橋 4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル 8 階

TEL：03-3634-4030 FAX：03-3644-2260

E-mail：sanpaik@tokyokankyo.jp

* 本募集要項及び申請書類は、東京都環境公社の Web サイトからダウンロード
できます。

URL：<http://www.tokyokankyo.jp/>

1 事業目的

本事業は、(公財)東京都環境公社が、東京都又は八王子市もしくはその両方の産業廃棄物処理業の許可を得ている中小企業者(以下「支援対象事業者」という。)に対し、適切な経営改善指導・助言を行うことのできる専門家を派遣することにより、経営力を引き上げるための支援を行い、優良な産業廃棄物処理業者の育成に寄与することを目的としています。

2 事業内容(支援内容)

産業廃棄物処理経営改善支援モデル事業は、経営力の向上をめざす産業廃棄物処理業者のために、公社に登録されている中小企業診断士を支援対象事業者の事業所に派遣し、経営力を「優良性基準適合認定制度(※1)」による認定を受けることのできる水準まで引き上げるための経営改善指導・助言を行います。

その際、中小企業診断士の派遣にかかる費用は無料です。(公社が負担します。)

(※1)「優良性基準適合認定制度」

「適正処理」「資源化」及び「環境に与える負荷の少ない取組」を行っている優良な産業廃棄物処理業者を都が認定した第三者評価機関である公社が評価・認定をする制度です。

3 支援対象者

下記の(1)から(3)に掲げるすべてを満たす事業者

(1)	東京都又は八王子市もしくはその両方の産業廃棄物処理業の許可を得ていること
(2)	中小企業基本法上の中小企業者(※2)
(3)	今後、東京都の「優良性基準適合認定制度」に申請を予定していること (前期募集は平成29年度申請予定者、後期募集は平成30年度申請予定者を対象とする。)

(※2) 中小企業

中小企業の定義は、「中小企業基本法」に定められており、支援対象者となる事業者は、以下に該当する中小企業者(会社及び個人)です。

業種	資本金額等及び従業員数 (下記のいずれかを満たすこと)
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下又は300人以下
卸売業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5,000万円以下又は100人以下
小売業	5,000万円以下又は50人以下

○中小企業者の定義は、「会社及び個人」となっています。会社とは、株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、有限会社を指します。個人事業主の方も中小企業者に該当します。

4 支援内容

(1) 具体的な支援内容

公社に登録されている中小企業診断士が、支援対象事業者の経営、技術、人材等に係わる諸課題の解決を図るため、以下の内容について指導・助言を行います。

- 税務関係書類の整備
- 財務諸表の数値の確認及び内容理解の支援
- 法的に定められた書類(契約書及びマニフェスト等)の整理
- インターネットでの適切な情報開示方法
- 労働安全衛生組織体制の構築支援
- 優良性基準適合認定制度の申請に係る自己評価の支援
- 産廃エキスパート取得に向けた先進的な取組の支援

○その他、支援対象事業者の経営改善に関する事項

(2) 派遣期間

前期募集：平成 29 年 4 月 24 日（月）から平成 29 年 10 月 31 日（火）まで

後期募集：平成 29 年 9 月 4 日（月）から平成 30 年 1 月 31 日（水）まで

(3) 派遣回数

1 支援対象事業者あたり、1 年度につき、最大 5 回までの派遣が可能です。

ただし、前年度に支援を受けている事業者は、前年度から通算して最大 5 回までとなります。

専門家及び公社事務局が第 1 回目の訪問を行い、支援対象事業者の現状を確認のうえ、派遣回数を決定します。

(4) 募集計画数

前期募集 継続申込 10 件・新規申込 10 件

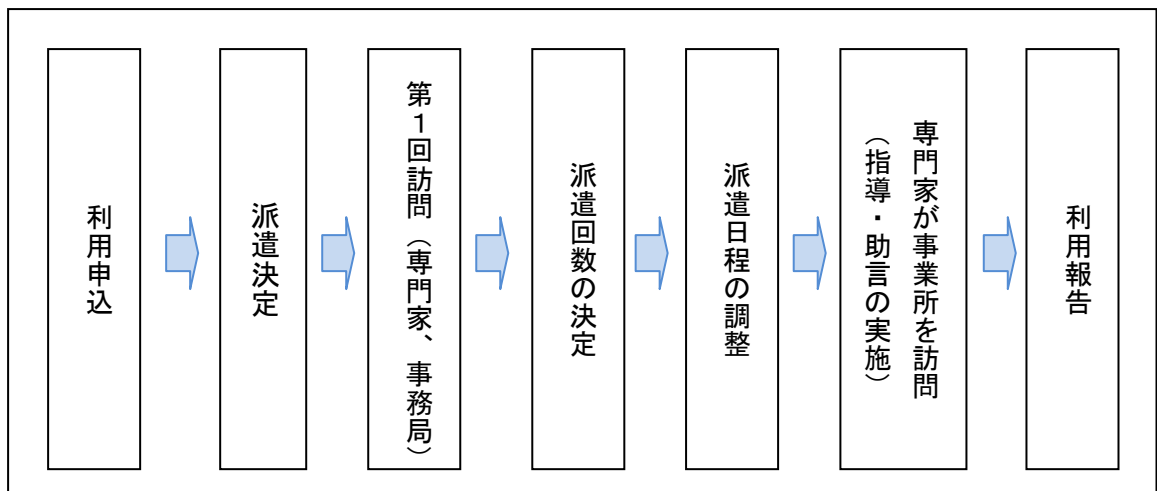
後期募集 新規申込 10 件

※募集期間途中で申込件数が募集計画数に達した場合は、申込を締切ります。

(5) 費用負担

専門家の派遣にかかる費用は無料です。

(6) 申込から支援終了までの流れ



6 応募方法

(1) 提出書類

産業廃棄物処理業経営改善支援モデル事業利用申込書（実施要綱 様式 2）

※様式は、公社の Web サイトからダウンロードできます。

URL : <http://www.tokyokankyo.jp/>

※提出書類及び添付書類は、返却しませんので予めご了承ください。

(2) 添付書類

会社案内等（会社の概要及び所在地がわかるもの）

(3) 受付期間

前期募集：平成 29 年 4 月 17 日（月）から平成 29 年 7 月 31 日（月）まで

後期募集：平成 29 年 9 月 1 日（金）から平成 29 年 12 月 21 日（木）まで

受付時間：午前 9 時から午後 5 時まで

※郵送（当日の消印有効）または持参にてご提出ください。

※郵送の場合は、封筒に「産業廃棄物処理業経営改善支援モデル事業 利用申込書在中」と記載してください。

※提出書類には、押印が必要です。FAX・メールでの提出は受け付けておりませんので、ご注意ください。

(4) 応募先及び問い合わせ先

公益財団法人 東京都環境公社 環境事業部環境事業課

〒130-0022 東京都墨田区江東橋 4-26-5 東京トラフィック錦糸町ビル 8 階

Tel：03-3634-4030 FAX：03-3644-2260

E-mail：sanpaik@tokyokankyo.jp

(5) 留意事項

応募に当たっては、下記の事項についてご了承ください

- 1) 本事業は、「産業廃棄物処理業経営改善支援モデル事業実施要綱」及び「産業廃棄物処理業経営改善支援モデル事業実施要領」に基づき、実施します。
- 2) 以下の専門家からは支援を受けることはできません。
 - ・ 支援対象事業者の 4 親等以内の親族である専門家
 - ・ 支援対象事業者の子会社又は親会社（子会社及び親会社の定義は、会社法第 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に定めるところとする）にあたる企業に在籍する又はその企業を所有する専門家
 - ・ 支援対象事業者との間に顧問契約等の継続的な指導契約を締結している専門家
- 3) 専門家からの指導・助言については、当事者である支援対象事業者の責任で活用してください。
- 4) 本事業において派遣された専門家は、契約の交渉や取引先、関係機関との交渉や仲立ちは行いません。
- 5) 専門家の派遣期間中に、当公社の担当者が立会いを実施する場合がございますので、予めご了承ください。

＝申込者情報のお取扱いについて＝

利用者： 公益財団法人東京都環境公社

利用目的：

- 1 事業の事務連絡や運営管理・統計分析のために使用します。
- 2 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

第三者への提供は、原則として行いませんが、以下により行政機関へ提供する場合があります。

- 1 目的
当公社からの行政機関への事業報告、行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等
- 2 項目
氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容
- 3 手段
電子データ、プリントアウトした用紙

※上記利用を希望されない方は、事業担当者までご連絡ください。

※個人情報、公社の「プライバシーポリシー」に基づき管理しております。

当要綱は、公社 Web サイトで閲覧及びダウンロードすることができますのでご参照ください。